1. 理容所・美容所における消毒方法

理・美容所では、お客さまひとりごとに、皮膚に接する器具を消毒することが必要です。 正しく消毒した器具を使いましょう。

《器具消毒の流れ》



《消毒方法》

①直接肌に接するカミソリ *血液が付着、又はその疑いのある器具

エタノール	76.9~81.4v/v% (消毒用エタノール) に10分間以上浸す
煮沸	沸騰してから2分間以上煮沸する
次亜塩素酸ナトリウム	O.1%以上の溶液に10分間以上浸す

②その他の器具(はさみ、くし、ブラシ等血液が付着している疑いのない器具)

エタノール	76.9~81.4v/v%(消毒用エタノール)に10分間以上浸す
	綿、ガーゼに湿らせて表面をふく
逆性石ケン液	0.1~0.2%の溶液に10分間以上浸す
次亜塩素酸ナトリウム	0.01~0.1%の溶液に10分間以上浸す
紫外線照射	85 µw/cm ² 以上で連続20分間以上照射する
蒸気	80℃をこえる蒸気に10分以上触れさせる
グルコン酸クロルヘキシジン	0.05%以上の溶液に10分間以上浸す
両性界面活性剤	0.1~0.2%の溶液に10分間以上浸す

- ※ エタノールは揮発しやすいので、密閉容器を使いましょう。
- ※ エタノールは7日以内に、その他の消毒薬は毎日取り替えましょう。
- ※ クレゾール石けん液の使用は中止して、他の薬剤に切り替えてください。

2. 従業員登録について

◎従業員に変更があった場合は、「従業員名簿」をお持ちになり池袋保健所までお越しください。

◎従業員の追加の場合は、

資格者は理・美容師免許証の本証 健康診断書(結核・皮膚疾患等、発行後3カ月内のもの)

が必要となります。